



「西穂高岳」(岐阜県：西穂丸山) 撮影／弁護士 林 泰佑

迎春

「袴田さんの自白は非人道的な取り調べで得られたため任意性に疑いがある。」「衣類を犯行時の着衣としてねつ造した者としては、捜査機関以外に事実上想定できない。」逮捕から58年。静岡地裁は、袴田巖さんに再審無罪の判決を言い渡しました。

「同性間の関係においても、配偶者としての法的身分関係の形成ができることは、安定的で充実した社会生活を送る基盤を成すものであり個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益である。」「男女間の関係におけるのと同様に十分に尊重されるべきものである。」東京高裁は、同性婚を認めない法律規定は憲法14条と24条2項に違反すると判断しました。

「そもそも、型にはめる必要なんてないし、自分が何者かを、誰かに分かってもらう必要もない。」「そうそう、俺たちがお互いを分かっていたらば。」まさしく憲法14条をテーマにした連続テレビ小説『虎に翼』のワンシーンでゲイカップルたちが語っていた言葉です。

『虎に翼』でも扱われた原爆裁判から60年の時を経て、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞しました。「ガザで子どもが血をいっぱい出して抱かれている。80年前の日本と同じだ」(被団協代表委員・箕牧さん)。

司法には、一人ひとりの尊い人生を送る市民の方々と手を取り合って、この社会を変える力がある。私たちはそう信じてやみません。今年も私たちは力を尽くして参ります。すべての人が個人として尊重される、

人にやさしい社会をめざして

山森村松前福林野夏中中長田柴佐小小熊久北川兼可加荻鵜稲稲青
本田松村田井田目山川尾原垣久間林嶋本野村口村児藤原飼垣垣山
律健啓義悦泰葉武匡美裕幹信幹啓拓由知康洪典和宏仁玲
宗茂郎史博子佑子志弦亮穂之生司寛司矢詠栄創孝則郎子史子弓

(五〇音順)



平和憲法を 活かす

弁護士
川口 創

市民の力に確信を持つて

2024年秋の衆議院総選挙では、与党である自民党・公明党が大敗し、与党で過半数を取れない事態となりました。

予算委員会の委員長や憲法審査会の委員長を立憲民主党が抑えたことからすれば、憲法を巡る問題について、石破政権が強引に進めることはできないでしょう。

自民党がだいたい「右旋回」してしまったために、石破氏が穏健な保守政治家のように映っていますが、石破氏はもともと党内きつての「タカ派」であり、軍事力の強化と明文改憲を明確に指向している政治家です。

今後、憲法改正や軍事拡大政策を唱える野党との個々の連携によって、これまで進めてきた敵基地攻撃能力の強化や全国の基地機能の拡大強化、軍事予算のさらなる増大が進められていく危険性は十分にあります。

アメリカでは、第2次トランプ政権が誕生しました。ロシアのウクライナ侵攻やイスラエルによるパレスチナやレバノン南部に対する虐殺行為を食い止めるようなリーダーシップは果たさないでしょう。

アメリカなどの大国が国際紛争を止めるために力を発揮できない、あるいはしない状況だからこそ、「平和的生存権」の当事者である私たち市民が、国境を越えた広範な市民と連帯し、戦争を食い止めていく時代を作っていくかねばなりません。

昨年10月11日、日本原水爆被害者団体協議会（被団協）がノーベル平和賞を受賞しました。ウクライナ戦争やガザでのジェノサイドをはじめとする深刻な平和問題が噴出する中で、迫り来る核戦争の脅威と、戦争と核にあらがう市民の力に焦点を当てたノーベル委員会の確かな判断に心から敬意を表するものです。

私たちは、市民として、核戦争はもちろん、あらゆる戦争に反対し、平和を求める当事者として、声を上げていく時です。日本に住む私たちは、なによりまず、日本の政府が前のめりになっている中国との戦争を想定した大きな流れを止めていかねばなりません。

名古屋第一法律事務所は、平和を願う広範な市民のみなさんとともに、役割を果たしていく。そのような一年とします。

離婚後共同親権を

弁護士
可児 康則

可能とする民法の改正

昨年5月17日に民法（家族法）の改正が成立し、公布されました。改正は多岐にわたりますが最も大きな点は離婚後共同親権を導入したこと。親権とは、子の利益のために監護・教育を行ったり、子の財産を管理したりする権限であり義務です。

現在、婚姻中の親権は父母双方が有しますが、離婚後は父母の一方を親権者と定めるとしています（離婚後単独親権）。これを改め、離婚後に父母双方を親権者とする（離婚後共同親権）も可能としました。あくまで共同親権の選択を可能としたもので、共同親権を原則としたわけではないことに注意が必要です。

離婚後に父母双方を親権者とした場合、子の転居や進学などの場面で父母が協議し合意の上で進めることが必要となります。ところが、夫婦は関係悪化により離婚するのが通常ですから、互いに意見が対立し、協議が調わないリスクがあります。改正法は、家庭裁判所が当該事項にかかる親権

の行使を父母の一方が単独ですることができるよう定めることができるようになりましたが、意見が対立する度に家庭裁判所に持ち込み、解決するのは大きな負担です。意見対立が予想される場合には共同親権でなく単独親権とするのが賢明です。また、DVや子への虐待がある場合に共同親権とすることが不適切であることは異論のないところですが、このようなケースで共同親権が選択されるのを完全に防げるのか懸念が示されています。

改正法は公布から2年以内に施行するとされています。改正法の条文には不明確な文言もあり、ガイドラインを定めるとされています。また協議離婚の際に真意を確認する手続や協議が調わない場合の裁判所の手続など新たな手続の創設も予定されています。

今回の改正は私たちの生活に大きな影響を及ぼすものです。施行に向けてどのような体制の整備等がなされるか注視する必要があります。

弁護士 佐久間 信司

弁護士の競争時代に思う

私は15年前に中小企業支援法務部を所内に立ち上げ中堅・小規模企業の法的課題を解決し企業の発展に貢献できる弁護士集団を作ろうと取り組みを始めました。最近では田舞徳太郎氏が発行する月刊誌「理念と経営」を教材にして、自らも経営者で我が事として学び、顧問弁護士の資質涵養に努めています。

ところで最近、弁護士が増えた割に需要が拡大せず事務所経営が難しくなったせい、か、弁護士がコンサル会社にお金を払って顧客を紹介してもらったり顧問獲得のノウハウを教えるという現象が見られます。

確かに弁護士が人権擁護や社会正義の実現という使命をよく果たすためには自らの経営が安定していることが望ましい。しかし弁護士がコンサル会社にお金を払ってまで受任事件を増やし売上増大をはかろうという考えには懸念を感じます。マーケティングで試し

にやってみる程度なら問題ないですが、特定の紹介媒体や顧問先に比重を置きすぎるのは危険です。それだと元を取ろう、関係性を維持しようという発想に陥り、依頼者に強いことをいえなくなってしまうのです。顧客の正当な利益の実現を図るという弁護士の節度より報酬を得るため依頼者の過度な利益追求に加担してしまわないかと思うのです。

弁護士は自分が得る報酬を増やすことより、依頼を受けた紛争を妥当に解決するという利他の気持ちが大事で、会社の利益の極大化を目指す経営者とは立場が違うと思うのです。依頼者の言い分が必ずしも正当とは思えない場合には、依頼人に快く思われないうと思っても勇気を奮って箴言を述べることができる弁護士でありたい、と思います。

言うは易く行うは難しの面もありますが、自戒を込めつつ、このような覚悟で日々の業務にあたりたいと考えています。

老朽原発廃炉名古屋訴訟

3月14日に判決！

弁護士
北村 栄

50年を超える古くて危ない原発はいらない

日本には、一旦事故が起きると取り返しの付かない被害を及ぼす原発が54基あり、年々古くなってきています。設計時には運転期間が40年とされ、福島第一原発事故後も40年ルールで40年を超える運転は例外とされましたが、現在40年を超える原発は8基も運転されています。

この裁判の対象の高浜1号機も、40年どころか50年を超えています。古い原発はトラブルの頻度が高がり、部品の劣化等が進み、事故の起きる確率は非常に高く、とても危険なのです。

そのような原発が福井には多数あり、一旦事故が起これば高レベルの放射能が風に乘って名古屋まで2、3時間で飛んでくるので、人ごとではありません。

そこで、古い危険な原発を止めようとして2016年4月に名古屋地裁に提訴をした「老朽原発廃炉訴訟」が、9年経ってやっとこの3月14日に判決が出ることになりました。

提訴の日の夜、九州では起こらないと言われていた大地震が熊本で、昨年元日には能登半島地震がありました。いつ原発事故が起き

てもおかしくないのです。ぜひこの裁判にご注目下さい。

最後に、70年以上も前から、「原発は、完璧ではない人間が手を出してはいけないもの」と訴え続けていた、私の恩師の梅津済美先生の著書「文明を問い直す」が復刻されましたので、ぜひお読み下さい。原発だけでなく、自然科学と人間との関係が鋭く説かれています。



何のために働く どのように生きる

NPO あいちあんきネット
副代表理事・弁護士
加藤 洪太郎

離婚に応じます。
妻の寂しい想いは
わかっています。

悔しいが、僕は、会社人間
に徹するしかないのです。

これは妻から別離を求め
られた大手企業の猛烈社員
の述懐。

あなたは、まだ経営したいの
か？ はい、したいです！

これは、起業に際し出資
してくれた投資家と株の
買戻しを求める中小企業
経営者の問答。

何のために働く？

自由獲得のため。

では、自由を獲得したら
それを何に使う？

(アリストテレス)

君のビジョンは明確でしょ
うか。お仲間のそれを理解
していますか。

互いのビジョンを尊重し
支え合えますか。

暇のあるときは金がない。
金のあるときは暇がない。
アンタ、どうするね？

これは小生の若き日、祖
母から投げられた謎かけ。
生涯の課題となつて今に
至ります。

自らの境遇を良くしようと
するならば、他人様と協力
しなければならぬ。

北欧のある国の初等教育の
基本テーマでもあります。

私も名古屋第一法律事
務所の所員はなぜ大勢集
まつて協力し合っている
の？

私たちは、

すべての人が個人として
尊重される、人にやさしい
社会

を作ることをめざし…
世代を継いで、人と社会
に貢献します。

事務所理念の前文です。
他者のため、そして。自身
の為です。

今こそ、「生活保障法」の制定を！

「地域から創る、すべての人の『生存権』が保障される社会」

2024年10月3日、現行の生活保障制度の抱える問題を解消するため、標記の日弁連人権擁護大会シンポジウムが開催されました。

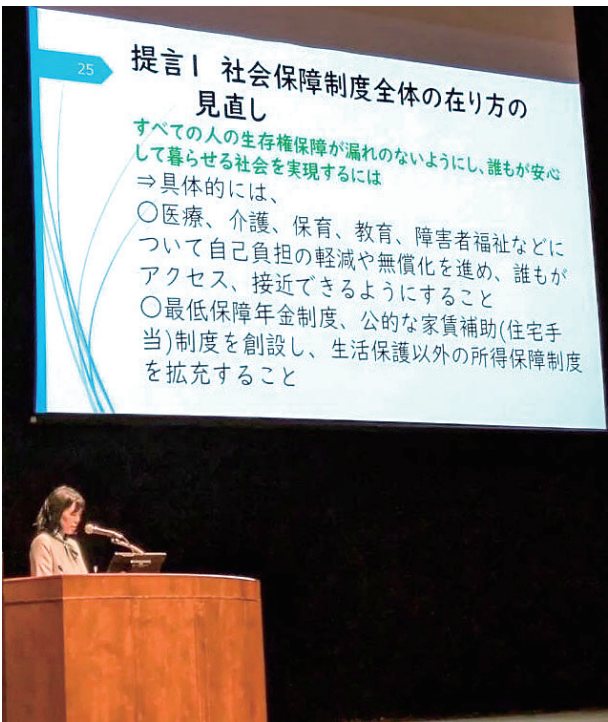
弁護士

久野 由詠

経済学者の暉峻^{てるおかいつこ}淑子さんの基調講演、自動車保有を理由に保護停止された原告（地裁で勝訴）の「車は私の足」、生活保障利用を否定された正規滞在の外国人（最高裁係属中）の「私たちは人間です。ロボットではありません」、生活保障世帯出身の大学生の「『大学は贅沢か否か』ではなく『環境的要因によって教育を享受できない社会でいいのか否か』の問題」といった訴えに胸が詰まり、元夫のDVから逃れ生活保障を利用し就労自立したシングルマザーの「月の手取りが変わらない経済的安定により、子の心に寄り添うことができる。生活保障の活用は再出発への近道」との声に力をもらいました。

リードするドイツ、国民的合意・民主主義に裏打ちされた普遍主義社会の「連帯と信頼」をベースにした制度とケースワークが実施されているスウェーデン、市民運動により先進的な基礎生活保障法制定が実現した韓国の報告があり、分断と相互不信渦巻く選別主義の日本の異様さが浮き彫りとなりました。

私が担当した基調報告では、現行の生活保障制度がセーフティネットとしての機能・役割を果たしていない2つの側面（①忌避感や適用除外のため制度利用にたどり着けない、②「健康で文化的な最低限度」を下回る保障水準）を説明し、これらの解消のため、「すべての人がサービスの受け手となるよう社会保障制度の普遍性強化」、「誰もが必要な時に利用できるよう現行の生活保障制度の運用改善と、権利性を強化した『生活保障法』の制定」を提言しました。



4名のパネリスト（吉永純さん、布川日佐史さん、雨宮処凛さん、井手英策さん）からいただいた弁護士（会）への期待を胸に、提言の実現と目の前の権利実現に、引き続き取り組んでいきます。

地域手当の格差をなくし 裁判官の良心を 取り戻す訴訟

弁護士
松村 啓史

～現職の裁判官が提訴した
異例の訴訟です～

2024年7月2日、津地方裁判所の部総括である竹内浩史裁判官が、地方への転勤に伴い地域手当が減額されたことによる報酬減額分（3年間で約240万円）の支払いなどを求め、国を被告として提訴しました。

憲法80条2項は、裁判官の報酬を減額することができないと規定しています。これは、裁判官が自己の良心に従い、独立して判断をすることができるようにするためです。ところが、時の権力に忖度しない良心的な裁判官が、地域手当の支給率の低い地方の裁判所へ異動させられ、大幅な減収と

なっている実態があります。

また、地域手当は、地域の物価等の差を補填することを目的として支給される手当ですが、その支給地・支給割合の違いは、物価の差では説明できない不合理な地域間格差を生んでいます。このことは、公務員全体、ひいては民間労働者の給与にも影響し、地域手当の高い自治体への人材の流出を招いています。

まさに私たち国民全体の生活、利害に大きく関係する問題ですので、是非本訴訟にご注目いただき、ご支援をお願いします。



弁護士

稲垣 仁史

えん罪被害者早期救済に向けた 再審法改正の必要性

昨年秋、「袴田事件」で死刑判決が確定してしまっていた袴田巖さんが再審で無罪と認められました。えん罪が晴らされたことは大変喜ばしいのですが、約半世紀の長きに亘って「死刑囚」の汚名を着せられた袴田さんは88歳の高齢となられた上、拘置中いつ死刑執行されるかわからない恐怖の中で精神を蝕まれてしまいました。

えん罪による間違った判決は速やかに正されなければなりません。しかし現在の刑事訴訟法には再審規定が十分に整備されておらず、えん罪被害者の救済がきちんと機能していません。そこで日弁連は「再審請求手続での全面的な証拠開示」、「再審開始決定に対する検察官不服申立の禁止」などを内容とする再審法改正の実現を訴えています。

私は、死刑えん罪事件である「名張毒ぶどう酒事件」の弁護団に参加

しています。この事件では1審が無罪とした後に2審が死刑としてしまい死刑判決が確定してしまいました。その後の再審請求により一旦は再審開始決定が出されましたが検察官の異議により再審開始決定が取り消され、「犯人」とされた奥西さんは再審を待たず無念の獄死をしてしまいました。検察官の証拠開示も十分になされていません。妹さんによる再審請求について昨年1月の最高裁決定で5人のうちの1人の裁判官は「再審開始をすべき」との明確な意見を表明していました。弁護団は現在新たな再審請求に向けて準備しています。上記のような再審規定が整っていれば奥西さんは存命中にえん罪を晴らすことができたはずですが、えん罪被害救済活動や再審法改正に、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

ひとりごと

山に登っています

52

弁護士をやっていると、人間社会の中でも波の荒い部分と向き合うことになりますので、休日には社会から離れることも必要です。私は、山を歩き、自然と対峙することでリフレッシュを図っています。冬山やクライミングもやるようになったため、四季を通じて山に入るようになりました。今年は芥川賞に松永K三蔵「バリ山行」が選ばれ、通常の登山道を巡るばかりではない山行というも



のも、認知されるようになってきたかと思えます。今年は、週末に天候が悪化することが多かったのですが、雨や曇りの日も悪いことばかりではなく、山の人気者、ライチョウに会える確率が上がります。写真は、今年登った南アルプスの聖岳のライチョウです。

林 泰佑
弁護士

TVでました！

弁護士
川口 創

フジテレビ系列の「この世界は1ダフル」という番組に、私が勝ち取った逆転無罪判決が「一流弁護士が選ぶ大逆転裁判」として取り上げられました。「弁護士川口創」役を一流俳優の忍成修吾さんが演じてくださり、再現PVのクオリティもとても高かったことから、視聴者から非常に好評だったようです。今後も地道な弁護活動を大切にしていきたいと思っています。



YouTubeもやっています 相続の出前講師引き受けます

すでにHPでもお知らせしていますが、当事務所では、相続の勉強会の出前講師を承っています。様々な集まりで「相続の勉強会の講師を頼みたい。」という機会がありましたら、ぜひ一度お電話ください（詳細については当事務所のHPをご参照ください）。
また、当事務所のYouTubeチャンネルでも出前講師について詳しく説明しています。このチャンネルでは他にも様々なテーマについて弁護士ならではの視点での動画を発信していく予定です。興味のある方は、ぜひご覧ください。再生回数が増えれば今後の励みになります。

表紙の 写真より



「西穂高岳稜線」（西穂丸山：岐阜県・長野県境）撮影／林 泰佑

昨年2月に、弁護士会山岳部の例会で西穂丸山へ行った際の写真です。当事務所から、荻原と林が参加しました。登り始めは雲が出ていましたが、稜線に出ると雲が晴れ、空の青の濃さと雪の白さの対比が印象的でした。写真中央で山頂のような顔をしているのは中間ピークのピラミッドピークで、その左奥に小さく白く見えているのが西穂高岳の山頂です。右手前の、やや丸くて岩が黒っぽく見えているのが西穂独標で、参加者のうち三人は独標まで往復しました。私はそのうちの一人です。



令和6年度 男女共同参画社会づくり 功労者として、表彰を受けました。

弁護士
荻原 典子

昨年、他の9人の方々と共に、「令和6年度男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」受賞者に選ばれ、内閣総理大臣官邸で表彰を受けました。

この表彰は「男女共同参画社会づくりに向けた取組の加速を図るため、多年にわたり男女共同参画社会に向けた気運の醸成等に功績のあった者や、各分野において実践的な活動を積み重ね、男女共同参画の推進に貢献してきた者などを顕彰することによって、豊かで活力ある男女共同参画社会の形成に資すること」を目的としているそうで、適格消費者団体であるNPO法人消費者被害防止ネットワーク東海（Cネット東海）の設立に関わり、活動を続けてきたことや、理事長であることを評価いただいたの受賞です。

Cネット東海は、消費者のために、約款や広告の改善を求めて、2010年の設立以来2024年10月末までの時点で173件の申し

入れを行うなど、活発な活動を行ってきており、2024年10月時点で26ある適格消費者団体の中でも抜群の申し入れ実績を誇っています。昨年も納骨堂との契約に関し、生前の解約に関する不返還条項について差し止めを申し入れていた訴訟での和解やデジタル庁への申し入れが報道されました。これまでの多くの申し入れについては、ぜひ、団体のホームページをご覧くださいと思います。

同表彰に向けて推薦頂き、また、共にこれまでの活動を支えてきて頂いているCネット東海の皆さんに心より感謝すると共に、私としても、これからもCネット東海の活動を牽引していきたい、そして、今年こそ、特定適格消費者団体の認定を得て、団体として集団的損害賠償請求できる資格を得ていきたいと考えております。

ぜひCネット東海の活動に関心を持って頂きたい、また、Cネット東海へのご支援をどうぞよろしくお願い致します。

技術革新と 哲学

弁護士
山本 律宗

昨今の技術革新は目覚ましいものがあり、特にAI技術の進化には目を見はるものがあります。AI技術の活用と著作権法に関する議論を皆様も見られたことがあるかと思います。このままAI技術やAIを搭載したロボットの技術革新が進めば、「Detroit; Become Human」や「アイロボット」等のSF世界が現実の世界になるのではないのでしょうか。そのとき、私たちは、ゴーギャンの絵画のタイトルである『我々はどこから来たのか 我々は何者か 我々はどこへ行くのか』という哲学的な問いに直面し、これに対して真正面から答えを出すことが求められるものと考えます。そうなったとき、我々はどのような答えを出すのでしょうか。ICTに関する紛争に触れる中でふと、そんなことを考えたりする今日この頃です。

弁護士 奮戦記

弁護士
鵜飼 和史

国選の刑事弁護や少年事件を担当する機会を何件もいただいております。

無罪主張の弁護は、検察官が提出する、被告人が有罪であるとする証拠に対して、少なくとも有罪と認定するには足りないことを示さなければなりません。そのため、人一倍、やるべきことも頭や足を使うことも多いので、とても勉強になっています。

何よりも、その方の無罪の主張を排除せず、どれだけ傾聴できるかがとても大事だと思います。有罪にされかけている当事者は、謂われのない疑いを晴らしたい気持ちでいますが、それと同じくらの姿勢で臨まないと、検察官が有罪だと主張する事実を「はて？」と疑い、吟味することはできないと思いながら、取り組んでいます。

今後の事務所ニュースにつき、送付先の変更・発送取りやめの希望等ございましたら、
当事務所（電話：052-211-2236）までご連絡ください。